

社会福祉法人清色福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人清色福祉会

鹿児島県参考例参照

2017/02/16：提出・承認

索引

第1条：目的

第2条：定義等

第3条：報酬等の支給

第4条：費用の基準

第5条：報酬等の支給方法

第6条：公表

第7条：補則

第8条：改廃

附則

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清色福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬は、役員会等出会などの勤務実態に即し費用として支給することとし、役員等の地位にあることによる報酬は、支給しないものとする。

(費用の基準)

第4条 役員等に対する費用基準を、以下に定める車賃及び日当の合計額により支給する。

2. 評議員に対する基準額

- (1) 車賃 (一千元)
- (2) 日当 (六千五百円)

3. 役員に対する基準額。

- (1) 車賃 (一千元)
- (2) 日当
 - ① 理事長 (六千五百円)
 - ② 理事・監事 (六千円)
 - ③ 監査日当 (六千九百円)

3. 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

4. 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、当該勤務日に支給することを原則とする。

2. 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
3. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 29 年 1 月 17 日より施行する。

ただし、この規定の基となる定款は 4 月 1 日施行であり、報酬の実際の額は、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものとする。